

秦野市指定介護予防支援等の事業に関する条例を制定することについて

秦野市指定介護予防支援等の事業に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 26 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

次の理由により制定するものであります。

- (1) 地域の権限を拡大するための改革一括法による「介護保険法」の一部改正により、本市において指定介護予防支援等の事業の基本方針、事業者の指定要件等を定める必要が生じたこと。
- (2) 応益負担の観点から指定介護予防支援事業者からの指定申請及び指定の更新申請の事務について、本市が徴収する手数料及びその額を定めること。

秦野市指定介護予防支援等の事業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援の事業について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、その目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、本市、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

(指定介護予防支援事業者の指定)

第4条 指定介護予防支援事業者の指定の申請に係る法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。

(手数料)

第5条 法第58条第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定及び法第115条の31において準用する第70条の2第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、その申請1件について、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 指定介護予防支援事業者の指定の申請手数料 15,000円

(2) 指定介護予防支援事業者の指定の更新申請手数料 10,000円

2 市長は、公益上必要があると認めるとき又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

3 既に納付された手数料は、還付しない。

(準用)

第6条 第3条の規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。